

随意契約理由書

1 案件名称

安治川3号上屋耐震改修工事設計意図伝達業務委託

2 契約の相手方

株式会社アットプランニング

3 随意契約理由

本業務は、工事施工段階において、設計者が設計意図を工事施工者及び工事監理者（以下、「工事施工者等」という）に対して正確に伝えるため、実施設計図書に基づき、工事施工者等へ設計意図の説明を行い、工事施工者等からの質疑に対する応答や、工事材料等の選定に関する検討・助言等を行うものである。

本工事は、耐震診断の結果、必要な耐震性能を有していないことが判明している建築物への耐震補強を行うものである。耐震補強工事の実施設計における補強工法や施工箇所等の決定にかかる検討は、耐震診断結果に基づき建築物全体の耐震性能を考慮しながら進めるものであり、工事施工者等がその意図を正確に理解しないまま工事を進めると必要な耐震性能が確保できない恐れがあることから、設計意図伝達業務を行う必要がある。

株式会社アットプランニングは、令和6年度に実施設計を行った業者であり設計内容を熟知していることから、設計意図を正確に伝達し、工事施工者等からの質疑に対して適切に応答することができる。また、設計者に本業務を委託することで業務が一元化され、責任の所在が明確となる。よって、実施設計を行った上記業者と随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 企画設計グループ
(電話番号 06-6208-9331)

随意契約理由書

1 案件名称

インテックス大阪中ふ頭駐車場防煙垂壁改修その他工事監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社 偕設計

3 随意契約理由

本業務は、設計図書の内容把握、設計図書に照らした施工図の検討、工事と設計図書の照合及び確認、工事監理報告書の作成等を行うものである。また、工事請負業者に対する指導等を行うとともに、騒音・振動の低減や工事中の安全対策などの近隣からの要望等に対して、工事請負業者や本市職員と連携して説明・交渉を行うこともある。このように、本業務を遂行するにあたっては、工事内容や規模に関わらず、施工や関係法令等についての専門知識をはじめ、設計図書を的確に把握する理解力、工事請負業者に対する指導力・提案力、近隣住民等に対する説明・交渉能力など、これまでの実務経験等により培われた様々な能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、工事の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により指導力や提案力、理解力、説明・交渉能力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社 偕設計が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課（企画設計グループ）

（電話番号 06-6208-7875）

随意契約理由書

1 案件名称

もと住吉市民病院跡地に整備する新病院他建設工事設計変更設計（建築・設備）業務委託 2

2 契約の相手方

株式会社 松田平田設計

3 随意契約理由

設計業務については、委託業務の完了日以降、工事完成後も引き続いて「かし」責任を負うこと等から、成果物である設計図書に変更や修正を加える場合は、その責任の所在を明確にする必要がある。

本業務を遂行するにあたっては、当初設計の受注者に委託することにより業務が一元化され、責任の所在が明確になる。

また、株式会社 松田平田設計であれば、設計内容を熟知しており、図面データも保有しているので、これを活用することにより迅速かつ効率的に業務を行うことができるため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 企画設計グループ
(電話番号 06 - 6208 - 7907)

(様式2)

随意契約理由書

1 案件名称

(仮称) 南部こども相談センター分室建設工事設計変更設計 (建築・設備) 業務委託

2 契約の相手方

株式会社 大建設

3 随意契約理由

設計業務については、委託業務の完了日以降、工事完成後も引き続いて「かし」責任を負うこと等から、成果物である設計図書に変更や修正を加える場合は、その責任の所在を明確にする必要がある。

本業務を遂行するにあたっては、当初設計の受注者に委託することにより業務が一元化され、責任の所在が明確になる。

また、株式会社 大建設であれば、設計内容を熟知しており、図面データも保有しているので、これを活用することにより迅速かつ効率的に業務を行うことができるため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 企画設計グループ
(電話番号 06-6208-9331)

(様式 2)

随意契約理由書

1 案件名称

中之島小中一貫校第2運動場クラブ室棟設置工事
設計変更設計（建築・設備）業務委託

2 契約の相手方

株式会社 上坂設計

3 随意契約理由

設計業務については、委託業務の完了日以降、工事完成後も引き続いて「かし」責任を負うこと等から、成果物である設計図書に変更や修正を加える場合は、その責任の所在を明確にする必要がある。

本業務を遂行するにあたっては、当初設計の受注者に委託することにより業務が一元化され、責任の所在が明確になる。

また、株式会社 上坂設計であれば、設計内容を熟知しており、図面データも保有しているので、これを活用することにより迅速かつ効率的に業務を行うことができるため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 企画設計グループ
(電話番号 06-6208-9335)

随意契約理由書

1 案件名称

中央体育館天井改修その他工事設計（建築・設備）業務委託5

2 契約の相手方

株式会社日建設計

3 随意契約理由

本設計業務は、「中央体育館天井改修その他工事（建築・設備）業務委託3」及び「同業務委託4」について見直しを行うものであり、上記業者は令和6年度に実施設計図面の作成、令和7年度に積算業務を行い完了している。

今年度10月に「中央体育館天井改修その他工事-2」の入札が不調となり、再発注にあたり主管局と協議した結果、地下1階にある会議室の天井面にある排煙口廻りの仕上げボードの撤去範囲を変更することとなったため、発注に必要な図面の修正、積算が必要となった。

本業務は、既に作成された実施設計図面を修正し、業務を行うこととなり、当初の設計業者に委託することにより業務が一元化され、責任の所在が明確になる。

また、株式会社日建設計であれば、設計内容を熟知しており、図面データも保有しているので、これを活用することにより迅速かつ効率的に業務を行うことができるため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 企画設計グループ
(電話番号 06 - 6208 - 7875)

(様式2)

随意契約理由書

1 案件名称

井高野小学校北校舎棟増築その他工事第2次設計変更設計業務委託

2 契約の相手方

株式会社 小笠原設計

3 随意契約理由

設計業務については、委託業務の完了日以降、工事完成後も引き続いて「かし」責任を負うこと等から、成果物である設計図書に変更や修正を加える場合は、その責任の所在を明確にする必要がある。

本業務を遂行するにあたっては、当初設計の受注者に委託することにより業務が一元化され、責任の所在が明確になる。

また、株式会社小笠原設計であれば、設計内容を熟知しており、図面データも保有しているので、これを活用することにより迅速かつ効率的に業務を行うことができるため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 企画設計グループ
(電話番号 06-6208-9334)

(様式2)

随意契約理由書

1 案件名称

摂陽中学校南校舎棟増築その他工事設計変更設計（建築・設備）業務委託

2 契約の相手方

（株）綜企画設計

3 随意契約理由

設計業務については、委託業務の完了日以降、工事完成後も引き続いて「かし」責任を負うこと等から、成果物である設計図書に変更や修正を加える場合は、その責任の所在を明確にする必要がある。

本業務を遂行するにあたっては、当初設計の受注者に委託することにより業務が一元化され、責任の所在が明確になる。

また、株式会社綜企画設計であれば、設計内容を熟知しており、図面データも保有しているので、これを活用することにより迅速かつ効率的に業務を行うことができるため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 企画設計グループ
（電話番号 06-6208-9335）

(様式2)

随意契約理由書

1 案件名称

春日出中学校屋体棟増築その他工事設計業務委託2

2 契約の相手方

株式会社 浦辺設計

3 随意契約理由

本設計業務は、「春日出中学校屋体棟増築その他工事設計業務委託」の見直しを行うものであり、上記業者は令和5年11月に実施設計図面の作成を行い、完了している。

先般「春日出中学校屋体棟増築その他工事」の入札が不落となり、再発注にあたり関係各局と協議した結果、既存校舎の外壁全周及び屋上防水、建具（サッシ）更新等の改修工事を先行実施することとなったため、発注に必要となる図面修正が必要となった。

本業務は、既に作成された実施設計図面を修正し、業務を行うこととなり、当初の設計業者に委託することで業務が一元化され、責任の所在が明確になる。

また、株式会社浦辺設計であれば、設計内容を熟知しており、図面データも保有しているので、これを活用することにより迅速かつ効率的に業務を行うことができるため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 企画設計グループ
(電話番号 06-6208-9334)

随意契約理由書

1 案件名称

茨田中学校増築その他工事第4次設計変更設計業務委託

2 契約の相手方

株式会社 佐藤総合計画

3 随意契約理由

積算業務については、委託業務の完了日以降、工事完成後も引き続いて「かし」責任を負うこと等から、成果物である設計図書に変更や修正を加える場合は、その責任の所在を明確にする必要がある。

本業務を遂行するにあたっては、当初設計の受注者に委託することにより業務が一元化され、責任の所在が明確になる。

また、株式会社 佐藤総合計画であれば、設計内容を熟知しており、図面データも保有しているので、これを活用することにより迅速かつ効率的に業務を行うことができるため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 企画設計グループ
(電話番号 06 - 6208 - 9335)

随意契約理由書

1 案件名称

毛馬保育所解体撤去工事監理業務委託

2 契約の相手方

O.M.C.企画 長谷 邦弘

3 随意契約理由

本業務は、設計図書の内容把握、設計図書に照らした施工図の検討、工事と設計図書の照合及び確認、工事監理報告書の作成等を行うものである。また、工事請負業者に対する指導等を行うとともに、騒音・振動の低減や工事中の安全対策などの近隣からの要望等に対して、工事請負業者や本市職員と連携して説明・交渉を行うこともある。このように、本業務を遂行するにあたっては、工事内容や規模に関わらず、施工や関係法令等についての専門知識をはじめ、設計図書を的確に把握する理解力、工事請負業者に対する指導力・提案力、近隣住民等に対する説明・交渉能力など、これまでの実務経験等により培われた様々な能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、工事の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により指導力や提案力、理解力、説明・交渉能力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においてはO.M.C.企画 長谷 邦弘が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 工事グループ
(電話番号 06-6208-9355)

随意契約理由書

1 案件名称

加美東小学校屋体棟増築その他工事監理業務委託

2 契約の相手方

(株) スリーエース総合設計

3 随意契約理由

本業務は、設計図書の内容把握、設計図書に照らした施工図の検討、工事と設計図書の照合及び確認、工事監理報告書の作成等を行うものである。また、工事請負業者に対する指導等を行うとともに、騒音・振動の低減や工事中の安全対策などの近隣からの要望等に対して、工事請負業者や本市職員と連携して説明・交渉を行うこともある。このように、本業務を遂行するにあたっては、工事内容や規模に関わらず、施工や関係法令等についての専門知識をはじめ、設計図書を的確に把握する理解力、工事請負業者に対する指導力・提案力、近隣住民等に対する説明・交渉能力など、これまでの実務経験等により培われた様々な能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、工事の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により指導力や提案力、理解力、説明・交渉能力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては(株)スリーエース総合設計が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 工事グループ
(電話番号 06-6208-9355)

随意契約理由書

1 案件名称

春日出中学校屋体棟増築その他設備工事設計業務委託2

2 契約の相手方

(株) 日本設備総合研究所

3 随意契約理由

本設計業務は、「春日出中学校屋体棟増築その他設備工事設計業務委託」の見直しを行うものであり、上記業者は令和5年11月に実施設計図面の作成を行い、完了している。

先般「春日出中学校屋体棟増築その他工事」の入札が不落となり、再発注にあたり関係各局と協議した結果、既存校舎の外壁全周及び屋上防水、建具（サッシ）更新等の改修工事を先行実施することとなったため、発注に必要となる図面修正が必要となった。

本業務は、既に作成された実施設計図面を修正し、業務を行うこととなり、当初の設計業者に委託することで業務が一元化され、責任の所在が明確になる。

また、(株) 日本設備総合研究所であれば、設計内容を熟知しており、図面データも保有しているので、これを活用することにより迅速かつ効率的に業務を行うことができるため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局企画部公共建築課（設備グループ）（電話番号 06-6208-9365）

(様式2)

随意契約理由書

1 案件名称

戒橋公衆トイレ設置その他工事設計（建築・設備）業務委託3

2 契約の相手方

株式会社ゼロ・アーキテクツプラスコンサルティング

3 随意契約理由

本設計業務は、「戒橋公衆トイレ設置その他工事設計（建築・設備）業務委託2」について見直しを行うものであり、上記業者は令和7年2月に発注用図面の作成及び積算業務を行い完了している。

先般「戒橋公衆トイレ設置その他工事-2」の入札手続きが取止めとなり、その再発注に向けた、仮設計画や工事ステップ等の見直しのための関係機関との協議を行い、発注に必要となる図面修正などを行う必要が生じた。

本業務は、既に作成された発注用図面を修正する業務を行うこととなり、当初の設計業者に委託することで業務が一元化され、責任の所在が明確になる。

また、株式会社ゼロ・アーキテクツプラスコンサルティングであれば、設計内容を熟知しており、図面データ等も保有していることから、これを活用することにより迅速かつ効率的に業務を行うことができるため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 企画設計グループ
(電話番号 06-6208-9331)

随意契約理由書

1 案件名称

三軒家西小学校昇降機設備工事に伴う建築工事監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社莫建築事務所

3 随意契約理由

本業務は、設計図書の内容把握、設計図書に照らした施工図の検討、工事と設計図書の照合及び確認、工事監理報告書の作成等を行うものである。また、工事請負業者に対する指導等を行うとともに、騒音・振動の低減や工事中の安全対策などの近隣からの要望等に対して、工事請負業者や本市職員と連携して説明・交渉を行うこともある。このように、本業務を遂行するにあたっては、工事内容や規模に関わらず、施工や関係法令等についての専門知識をはじめ、設計図書を的確に把握する理解力、工事請負業者に対する指導力・提案力、近隣住民等に対する説明・交渉能力など、これまでの実務経験等により培われた様々な能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、工事の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により指導力や提案力、理解力、説明・交渉能力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては 株式会社莫建築事務所 が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 施設整備課（電話番号 06-6633-2355）

随意契約理由書

1 案件名称

保健所庁舎（安土町複合施設）改修整備設備工事設計変更設計業務委託

2 契約の相手方

株式会社 昭和設計

3 随意契約理由

設計業務については、委託業務の完了日以降、工事完成後も引き続いて「かし」責任を負うこと等から、成果物である設計図書に変更や修正を加える場合は、その責任の所在を明確にする必要がある。

本業務を遂行するにあたっては、当初設計の受注者に委託することにより業務が一元化され、責任の所在が明確になる。

また、株式会社 昭和設計であれば、設計内容を熟知しており、図面データも保有しているので、これを活用することにより迅速かつ効率的に業務を行うことができるため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 施設整備課

（電話番号 06-6633-2388）